

市長交際費公表要領

平成 18 年 4 月 3 日決裁

改正 平成 25 年 2 月 28 日決裁

1 趣旨

この要領は、公正で開かれた市政を実現するため、市長交際費の支出の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表する内容

公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名を公表しないものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出目的
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 公表の方法及び公表の時期

公表は、当月分の支出について、翌月末日までに岐阜市のホームページに掲載して行うものとする。

4 適用

この要領は、平成 18 年度以降に支出される市長交際費について適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。